

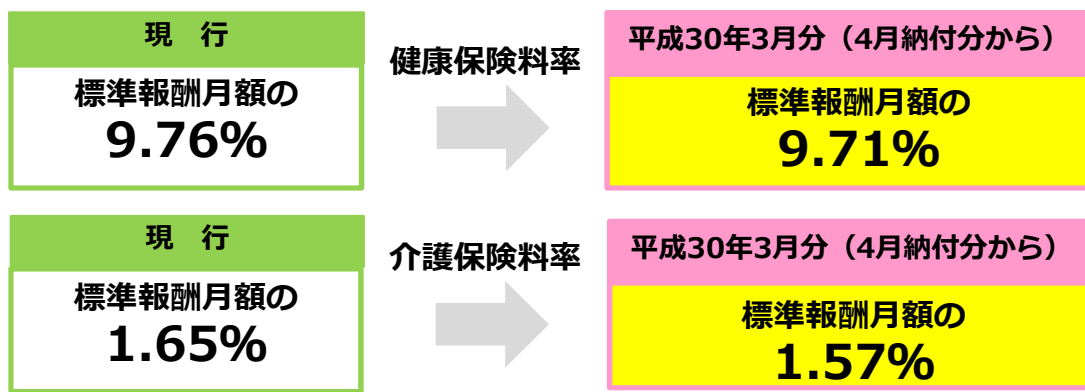


社会保険労務士法人柳澤会計Support Letter

トピックス！ 平成30年度 協会けんぽの保険料が引下げとなります

平成30年度 協会けんぽ健康保険料率（長野支部）

平成30年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、3月分（4月納付分）からの適用となります。健康保険料は、現行の9.76%から9.71%へ引き下げ、介護保険料は、現行の1.65%から1.57%へ引き下げとなります。新保険料率の保険料を3月の給与支給分から適用させるか、4月支給分から適用させるのかは会社により異なりますので、しっかりと確認ください。



※【東京支部】健康保険料率9.90%（従前9.91%）、介護保険料率1.57%（従前1.65%）

【社会保険の手続きにマイナンバーを記載のこと】

被保険者資格取得届など、これまで基礎年金番号を記載していた届書については、平成30年3月以降、マイナンバーを記入することになります。（基礎年金番号の記入は不要です。）

平成30年度 雇用保険料率据え置き

平成30年度の雇用保険料率は平成29年度と同率となり変更はありません。社会保険料は原則として1年間保険料が変わらないのに対し、雇用保険料は「毎月の給与総額」に「雇用保険料率」を掛けて算出するため、毎月の手当の変動などで給与総額が変動すると雇用保険料も変わります。

平成30年度の雇用保険料率

枠内の下段は平成29年度の雇用保険料率

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	雇用保険		①+② 雇用保険料率
			失業等給付の 保険料率	二事業の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(29年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(29年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(29年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000



マンスリーピックアップ

働き方改革関連法案

「裁量労働制の拡大」とは？

営業職にも本格的な裁量労働制が適用される!?

連日国会では、働き方改革関連法案の審議が続いています。長時間労働の是正が法案の柱ですが、残業時間の上限規制と同一労働同一賃金の実施時期について、中小企業は1年猶予とし、残業時間の上限規制は20年度、同一労働同一賃金は21年度とする見通しとなりました。

働き方改革の4本柱

①長時間労働の是正 残業時間の上限規制を年720時間までに設定、違反企業には罰則	19年4月 中小は20年 4月施行
②同一労働同一賃金 同じ仕事をすれば正規・非正規に関係なく、賃金や待遇を同じにする	19年4月 中小は21年 4月施行
③裁量労働制の拡大 労使で決めたみなし労働時間を働いた時間とする。一部営業職を対象に加える	20年4月 施行
④脱時間給制度の創設 高度な知識を持った専門職を労働時間規制の対象から外す	20年4月 施行

ところで、働き方改革の実行計画には、残業代の支払の対象外となる抜け穴があります。それが、裁量労働制（既にある制度ですが対象の拡大を図ります）と、高度プロフェッショナル制度です。この裁量労働制の拡大に関する審議にあたり不適切なデータが使用された問題を巡り、国会が荒れています。

裁量労働制とは、労働時間を実労働時間ではなく一定の時間とみなす制度のことです。大きな特徴としては、出退勤時間の制限がなくなり、実労働時間に応じた残業代は発生しません。適用対象は設計者や技術者など法律が認めた業種に限られます。

	裁量労働制	高度プロフェッショナル制度	通常の労働時間規制
残業代	みなし労働分 △	なし ×	あり ○
深夜休日手当	○	×	○
制度内容	提案型営業等も対象に	年収1075万円以上の高度な専門職	1日8時間労働

労基法改正案に入る予定の「裁量労働制の拡大」。労基法改正案では、下記の企画業務型裁量労働制の対象業務が拡大されます。

現在 **専門業務型**：SE、デザイナー、研究開発等
企画業務型：企画、立案、調査等

拡大 法人向け営業の一部
工場の生産管理業務 など

現在対象となっている経営企画等の業務（自分の会社の事業についての企画・立案・調査・分析の業務）に加えて、以下の業務が企画業務型裁量労働制の対象となります。

①課題解決型提案営業（ソリューション営業）

法人顧客の事業について企画・立案・調査・分析を行った上で、その結果を活用して営業（商品やサービスの販売のための営業）を行う業務

例：取引先企業のニーズを聴取し、社内で新商品開発の企画立案を行い、当該ニーズに応じた商品やサービスを開発の上、販売する業務

ただし、既製品のラインアップを前提に単純に顧客に提案していくような営業は含まれません。

②裁量的にPDCAを回す業務

自社の事業について、繰り返し、企画・立案・調査・分析を行い、その結果を活用して事業の管理・実施状況の評価を行う業務

例：全社レベルの品質管理の取組計画を企画立案し、当該計画に基づく調達や監査の改善を行い、各工場に展開するとともに、その過程で出てきた意見等をみて、さらなる改善の取組計画を企画立案する業務

さらに、労基法改正案では、**会社が裁量労働制の従業員の始業時刻・終業時刻を指定できないことが明確化**されます。この点は、企画業務型裁量労働制だけでなく、専門業務型裁量労働制にも適用されます。

健康確保措置として、特別の有給休暇の付与や健康診断の実施などが厳格化される見込みです。

高度プロフェッショナル制度は、年収1,075万円以上でアナリスト、研究開発、為替ディーラーなど対象はごく一部ですが、裁量労働制の拡大による対象者はかなりの数に及ぶと思われます。野党は裁量労働制の法案撤回を譲らない状況で、先行きは不透明です。

（引用：1/25日経新聞、厚労省）



春らしい暖かな陽気の日が増えてきました。先月終わってしまった平昌オリンピックでは、日本人女子が大活躍！特にカーリングにパシュートでは日本人のチームワーク力が目立った大会でしたね。日本人はチームワーク力が優れていると言われていますが、「相手のことを考える」「みんなのことを考える」、これって私達が小さい頃から学校や親から言われてたことです。でも逆に自分の意見も抑えがちになってしまいます。カーリング女子では、常に皆で話し合いの一手を探っていました。全体を考える＝自分を抑えるではなく、自分の考えを示しつつも相手の意見を引き出し配慮することもチーム力。卒業や就職など生活環境が大きく変わる時期でもあります。少しでも気持ち良くスタートができればいいですね。（五味）

